

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第二次配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。
※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

すでに第一次配分の申請をされた方は、再度の申請は必要ありません。今回初めて申請される方は、一次と二次の合計額が配分されます。

被害区分	対象	申請できる方	配分金額	
人的被害	死者・ 行方不明者	被災地において生活していた事実が住民登録等で証明され、かつ今回の震災によって死亡した事実が死亡診断書等により証明された方(災害関連死含む) ※行方不明者については、災害弔慰金において、震災後3か月間その生死が不明で死亡したものと推定された場合が対象	直系の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母) ※いずれも存しない場合は、死亡当時に、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹を含む	一次 20万円 二次 80万円 計 100万円/人
	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	一次 10万円 二次 — 計 10万円/人
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「解体世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	一次 20万円 二次 80万円 計 100万円/世帯
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		一次 15万円 二次 60万円 計 75万円/世帯
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		一次 10万円 二次 40万円 計 50万円/世帯
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		一次 5万円 二次 20万円 計 25万円/世帯
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		一次 — 二次 10万円 計 10万円/世帯
	一部損壊	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		一次 — 二次 3万円 計 3万円/世帯

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

※上記のほか、被災者応援給付金事業(能登町民3万円/人の給付)については、「6市町の全住民一律5万円(義援金特別給付分)」の申請口座に振込み予定です。新たな申請は不要です。振込み時期など詳細が決まり次第、ご案内いたします。

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1) 令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2) 添付書類

① 死亡した方のご遺族

- 死亡診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。
- 死亡した方のご遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)
- 死亡した方が住民登録をしていなかった場合は、居住していた事実を証明する書類(水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)

② 重傷を負った方

- 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

③ 住家に被害を受けた方

- 罹災証明書の写し
- 被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類(世帯主名義の水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)
- 「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

④ 通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

※災害弔慰金・災害障害見舞金の対象となった場合、および被災者生活再建支援金の申請を行った場合は、義援金の申請を行う必要はありません。(義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください。)

3. 申請方法

(1) オンライン「申請用 QR コード」から申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。

(2) 窓口 場所: 能登町役場 1階 里海ラウンジ ※4/17(水)より開始

時間: 月～金(祝日除く) 午前9時～午後4時

(3) 郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先: 〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 総務課 危機管理室 あて



申請用 QR コード

4. 注意事項

建物被害認定再調査(2次調査)を依頼する場合は、2次調査の結果が出てから義援金の申請をお願いします。

すでに第一次配分の申請をした場合は、同じ口座に振り込みます。再度申請は不要です。

5. 問い合わせ先

(1) 配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話: 076-225-1412

(2) 配分、申請手続きに関すること

能登町役場 総務課 危機管理室

電話: 0768-62-8533